

国立大学法人兵庫教育大学の育児又は介護を行う教職員の早出遅出勤務に関する細則

平成22年6月10日

細則第1号

(目的)

第1条 国立大学法人兵庫教育大学教職員の労働時間、休暇等に関する規程（平成16年規程第47号）第3条第5項及び第6項に規定する国立大学法人兵庫教育大学に勤務する教育職員及び事務職員（以下「教職員」という。）の早出遅出勤務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(育児を行う教職員の早出遅出勤務)

第2条 国立大学法人兵庫教育大学長（以下「学長」という。）は、次に掲げる教職員が次に掲げる事由のために請求したときは、業務の運営に支障がある場合を除き、早出遅出勤務をさせるものとする。

- (1) 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する教職員
- (2) 小学校に就学している子のある教職員であって、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業若しくは同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第19条第3号に規定する事業における相互援助活動を行う場所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項に規定する地域生活支援事業のうち日中一時支援事業を行う施設又は文部科学省の補助事業である学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業として実施する放課後等における学習その他の活動を行う場所にその子（各事業を利用するものに限る。）を出迎えるため赴き、又は見送るため赴く教職員

(育児を行う教職員の早出遅出勤務の請求等)

第3条 早出遅出勤務の請求をしようとする教職員は、早出遅出勤務を請求する一の期間（1月以上1年以内の期間に限る。以下「早出遅出勤務期間」という。）の初日（以下「早出遅出勤務開始日」という。）及び末日（以下「早出遅出勤務終了日」という。）を明らかにして、早出遅出勤務開始日の1月前までに学長に請求しなければならない。

2 学長は、前項の規定による請求があった場合には、早出遅出勤務を請求した教職員に対し、早出遅出勤務開始日の前日までにその取扱いに係る通知書を交付しなければならない。

3 第1項の請求がされた後早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

- (1) 当該請求に係る子が死亡した場合
- (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした教職員の子でなくなった場合
- (3) 当該請求をした教職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合
- (4) 請求した教職員が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該請求に係る早出遅出勤務終了日までの間、当該請求に係る子を養育することができない状態となった場合

4 前項に該当することとなった教職員は、遅滞なく、学長に届け出なければならない。

(育児を行う教職員の早出遅出勤務の終了)

第4条 早出遅出勤務開始日以後早出遅出勤務終了日とされた前日までに、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、早出遅出勤務期間はその事由が生じた日（第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては、その前日）をもって終了する。

- (1) 前条第3項各号に規定する事由が生じた場合
- (2) 早出遅出勤務終了日までに教職員が産前産後休暇、育児休業又は介護休業を取得した場合

2 前項第1号に該当することとなった教職員は、遅延なく、学長に届け出なければならない。

(介護を行う教職員の早出遅出勤務)

第5条 学長は、要介護状態にある対象家族（国立大学法人兵庫教育大学教職員の介護休業等に関する規程（平成16年規程第50号）第2条第2項にいう対象家族をいう。以下同じ。）を介護する教職員が当該対象家族を介護するために請求したときは、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、早出遅出勤務をさせるものとする。

(介護を行う教職員の早出遅出勤務の請求等)

第6条 早出遅出勤務の請求をしようとする教職員は、早出遅出勤務を請求する期間（1月以上1年以内の期間に限る。）について、早出遅出勤務開始日及び早出遅出勤務終了日を明らかにして、早出遅出勤務開始日の1月前までに学長に請求しなければならない。

2 学長は、前項の規定による請求があった場合には、早出遅出勤務を請求した教職員に対し、早出遅出勤務開始日の前日までにその取扱いに係る通知書を交付しなければならない。

3 第1項の請求がされた後早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

- (1) 当該請求に係る対象家族が死亡した場合
- (2) 当該請求に係る対象家族と離婚、婚姻の取消し、離縁又は養子縁組の取消により親族関係が消滅した場合
- (3) 請求した教職員が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該請求に係る制限期間の末日まで

の間、当該請求に係る対象家族を介護することができない状態となった場合

(4) 当該請求に係る対象家族と同居しないこととなった場合

4 前項に該当することとなった教職員は、遅滞なく、学長に届け出なければならない。

(介護を行う教職員の早出遅出勤務の終了)

第7条 早出遅出勤務開始日以後早出遅出勤務終了日とされた前日までに、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、早出遅出勤務期間はその事由が生じた日（第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては、その前日）をもって終了する。

(1) 前条第3項各号に規定する事由が生じた場合

(2) 早出遅出勤務終了日までに教職員が産前産後休暇、育児休業又は介護休業を取得した場合

2 前項第1号に該当することとなった教職員は、遅延なく、学長に届け出なければならない。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、育児又は介護を行う教職員の早出遅出勤務に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この細則は、平成22年6月30日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。